

## 議員提出議案第10号

### 「仕事と生活の調和」実現に向けたさらなる取組を求める意見書

国立社会保障・人口問題研究所が平成18年12月に公表した将来推計人口によれば、我が国の生産年齢人口（15歳～64歳）は平成67年まで減少し続けるとされており、このような人口構造の推移の中で、女性の就業率の向上が期待されています。

既に人口減少局面を迎えた我が国の経済社会への対応を考えた時、男性も女性も共に、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立に困難を感じるような働き方が可能となるような環境の整備、社会システムの構築が求められています。

すなわち、働き方や暮らし方を見直し、「仕事と生活の調和」を図ること、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現は、これからの我が国にとって重要課題となるものです。ワーク・ライフ・バランスは、働く者にとって望ましいだけでなく、企業にとっても、“ワーク”と“ライフ”の両立支援の充実している会社が順調に業績を伸ばしている事例が数多く見られ、就業意欲の高まり、労働生産性の向上などのメリットは少なくありません。

昨年12月には、各界関係者の合意の下、「就労による経済的自立が可能な社会」や「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」などを目指すべきことをうたう「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」も策定されています。

本市においても、「子育てするならさいたま市」のキャッチフレーズの下、待機児童解消に向けた保育所や放課後児童クラブの整備・拡充など、働きながら子育てをしている保護者のニーズに対応した各種支援策を進めてきましたが、今後ともこうした取組の充実強化が必要であると認識しています。

以上のことから、国においては、「仕事と生活の調和」の実現に向けた、積極的な法整備と総合的な施策の実施を推進するように強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月19日提出

提出者	さいたま市議会議員	武 笠 光 明
	同	神 崎 功
	同	高 橋 勝 頼
	同	中 山 欽 哉

	同	山崎章
	同	松本敏雄
賛成者	さいたま市議会議員	関根信明
	同	高柳俊哉
	同	上三信彰
	同	霜田紀子
	同	神田義行
	同	関根隆俊